

青森県報

第四千二百二十八号

平成二十八年
三月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	……………	(保健衛生課)	… 一
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	……………	(同)	… 一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退	……………	(同)	… 二
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	……………	(同)	… 二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出	……………	(同)	… 四
保安林の指定解除	……………	(林政課)	… 五
道路の区域の変更	……………	(道路課)	… 五
道路の供用の開始	……………	(同)	… 六
出先機関	……………		
青森県営農大学校の短期研修	……………	(営農大学校)	… 六
選挙管理委員会	……………		
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数			

告 示

が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局)：七

青森県告示第二百二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
アルト調剤薬局富泡店	つがる市富泡町山里一の一	平成二七・七・六
岡本内科医院	弘前市大字松森町二二四	二六・三・三

青森県告示第二百二十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

はら眼科	五所川原市中央一丁目四〇の二	平成 六・一・一
藤原内科	八和田市大字三本木字北平一五の八	"
場崎クリニク	弘前市大字代官町八六の二	六・一・元
たかしクリニク耳鼻咽喉科	青森市奥野二丁目一〇の二一	六・二・一
いちい薬局五所川原芭蕉店	五所川原市字芭蕉一五の二三	"
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二一	"
しるがね訪問看護ステーション	八戸市大字白銀町字堀ノ内六の五	"
白山台メンタルクリニック	八戸市南白山台一丁目一〇の五	六・二・九
かきさか医院	黒石市寿町一六	六・二・三
菊田クリニク	青森市新町二丁目八の二八	六・三・一
ナルミ医院	弘前市大字南川端町二三	"
下田診療所	上北郡おいらせ町向川原三の五五	"
五所の診療所	弘前市大字五所字野沢三九の二三	六・三・七
村田内科	八戸市新井田西二丁目七の八	"

青森県告示第二百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	名称	所在地	診療科目	指定辞退年月日
阿部 芳則	阿部 芳則	医療法人 芳和会阿部クリニック	十和田市東三番町九の六六	神経内科	平成 六・三・元
菊地 徹	菊地 徹	公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内九八の一	内科	"

青森県告示第二百二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六條第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十八年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	名称	所在地	診療科目	指定年月日
吉田 健太	吉田 健太	弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	内科	平成 六・一・元
山村 仁	山村 仁	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	救急科	六・二・一
菊田 英夫	菊田 英夫	菊田クリニック	青森市新町二丁目八の二八	外科、内科	六・三・三

青森県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

十和田市西十一番町二九の四五三、二九の四五四、三七八の一から三七八の五まで、三七八の八から三七八の一七まで、三七九の一から三七九の八まで、西二十一番町二八の八の一、二八の五、二九七の四、二九八の六、三〇二の一、三六三の二、三六五の一、三六五の二、三六五の四から三六五の六まで、三六五の八から三六五の一四まで、三六五の一六、三六五の一八から三六五の二五まで、三六五の二七、三六八の一から三六八の一二まで、三六八の一五から三六八の三二まで、西二十二番町三五五の二から三五五の五二まで、三五九の二から三五九の四まで、三六六の二、三六六の四から三六六の二五まで、西二十三番町三五二の一、三五二の三、大字二本木字西金崎三六九の一、三六九の三から三六九の四七まで、三六九の四九、三六九の五一、三六九の五二、三六九の五七、三六九の五八、三六九の六〇、三六九の六一、三七一の一、三七一の三から三七一の三三まで、三七五の一から三七五の三三まで、三八一の一から三八一の二六まで、三八二の一から三八二の一四まで、

三八二の一六から三八二の三四まで、三八二の三八から三八二の四一まで、字本金崎一二九の二、二一六の四、三六九の一、三六九の二九から三六九の三八まで、三六九の六九、三六九の七二から三六九の九八まで、三七〇の一、三七〇の一七から三七〇の三三まで、三七〇の三六、三七〇の三八から三七〇の五五まで、三七三の三、三七三の五、三七三の七、三七六の三、三七六の五から三七六の八まで

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 保安林解除の理由
指定理由の消滅

青森県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月二十七日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	大鰐浪岡線	前	後	前	後	前	
			九・二七メートルから 一・四四メートルまで	九・八四メートルから 一・七〇メートルまで	一八七・五〇メートル	一八七・五〇メートル		
			六・五六メートルから 八・三三メートルまで	六・九六メートルから 一・六九メートルまで	二二三・八〇メートル	二二三・八〇メートル		
2	県道	浪岡北中野 黒石線	前	後	前	後	前	
			九・二七メートルから 一・四四メートルまで	九・八四メートルから 一・七〇メートルまで	一八七・五〇メートル	一八七・五〇メートル		
			六・五六メートルから 八・三三メートルまで	六・九六メートルから 一・六九メートルまで	二二三・八〇メートル	二二三・八〇メートル		

特別研修	市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	若十名	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。
------	-------------------------------	-----	--------------------------------

2 新規就農チャレンジ研修（チャレンジ就農実践教育）

受講品目	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
施設野菜、露地野菜、施設花き	平成二十八年五月から平成二十九年二月まで（土日、祝祭日を除く）	五人	短期間で自営農業者を目指すUターン・イターン就農希望者、他産業からの新規参入希望者、農業生産組織や法人への就業希望者又は就農希望の定年退職者等、研修終了後は確実に県内に就農が見込まれる者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 テキスト代、農作業実習経費
- 2 トラクターを使用する研修の受講者は、研修に使用する燃料等の実費相当額

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成二十八年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四

項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、三六五人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、三六五人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 七、一一五人
 - 西津軽郡選挙区 五、七八八人
 - 南津軽郡選挙区 六、六〇三人
 - 北津軽郡選挙区 七、八六七人
 - 上北郡選挙区 二七、八八一人
 - 三戸郡選挙区 二〇、二五九人
 - 青森市選挙区 八一、四〇八人
 - 弘前市選挙区 四九、八〇七人
 - 八戸市選挙区 六四、七八七人
 - 黒石市選挙区 九、七四四人
 - 五所川原市選挙区 一九、五六二人
 - 十和田市選挙区 一七、五六六人
 - 三沢市選挙区 一〇、八六五人
 - むつ市選挙区 二一、六三七人
 - つがる市選挙区 九、七六五人
 - 平川市選挙区 二一、一〇三人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭